

令和4年度 集団指導

～訪問系サービス編～

～対象サービス～

- ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 移動支援

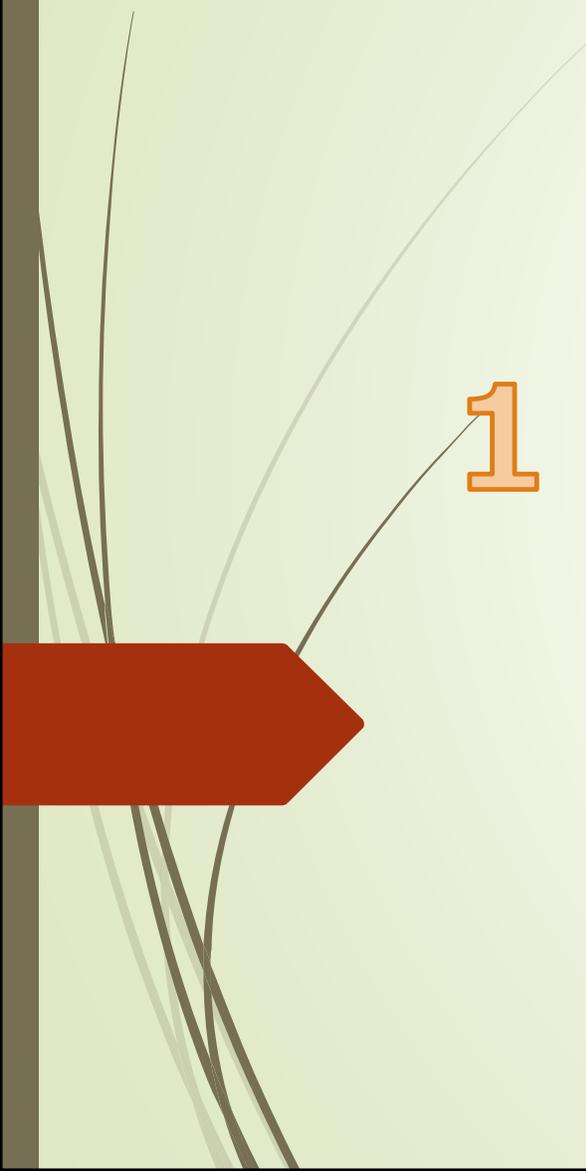
練馬区 福祉部

指導検査担当課 障害福祉サービス検査係



説明内容

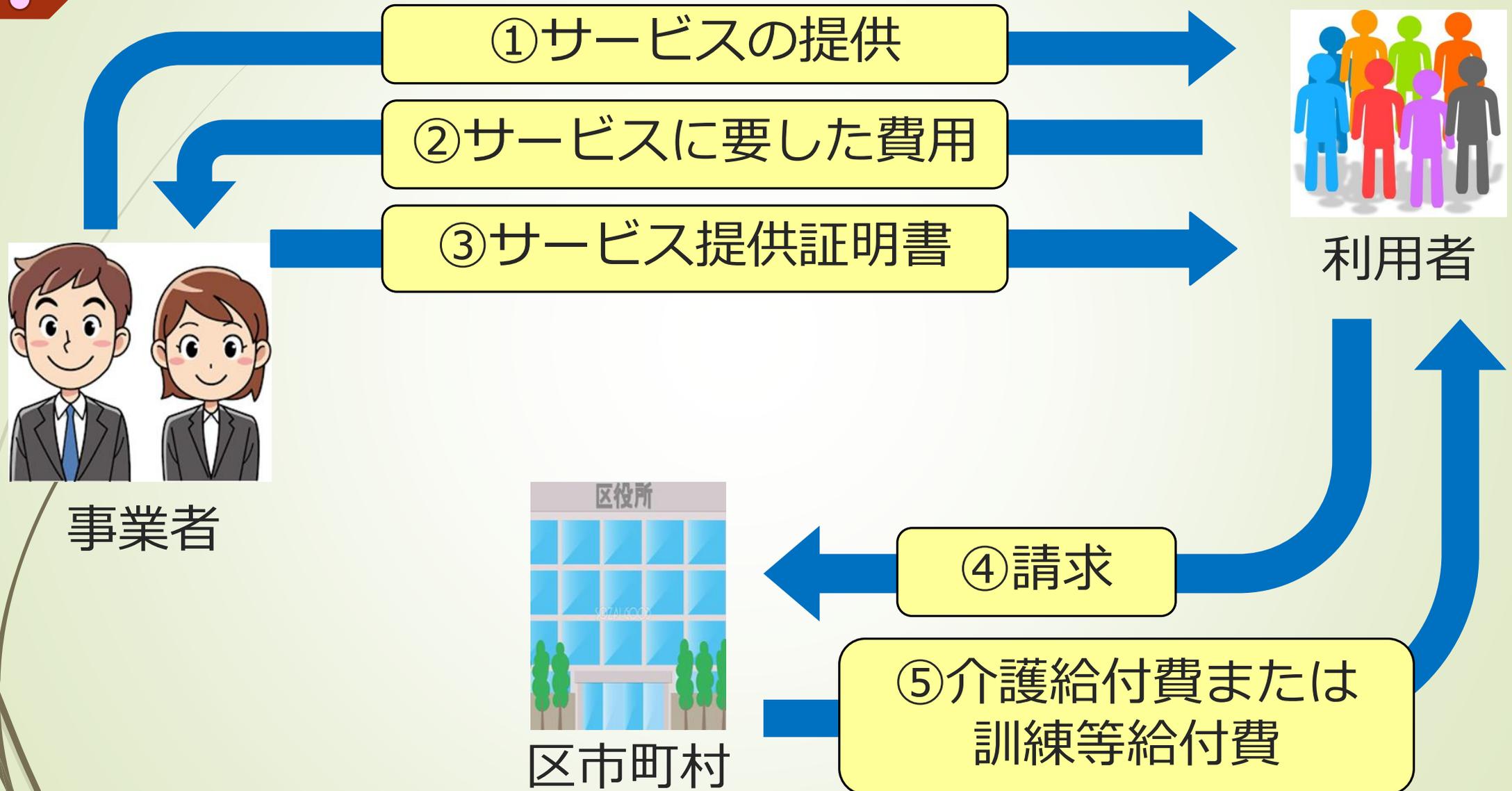
- 1 法定代理受領
- 2 通常の事業の実施地域
- 3 感染症まん延防止に関する措置



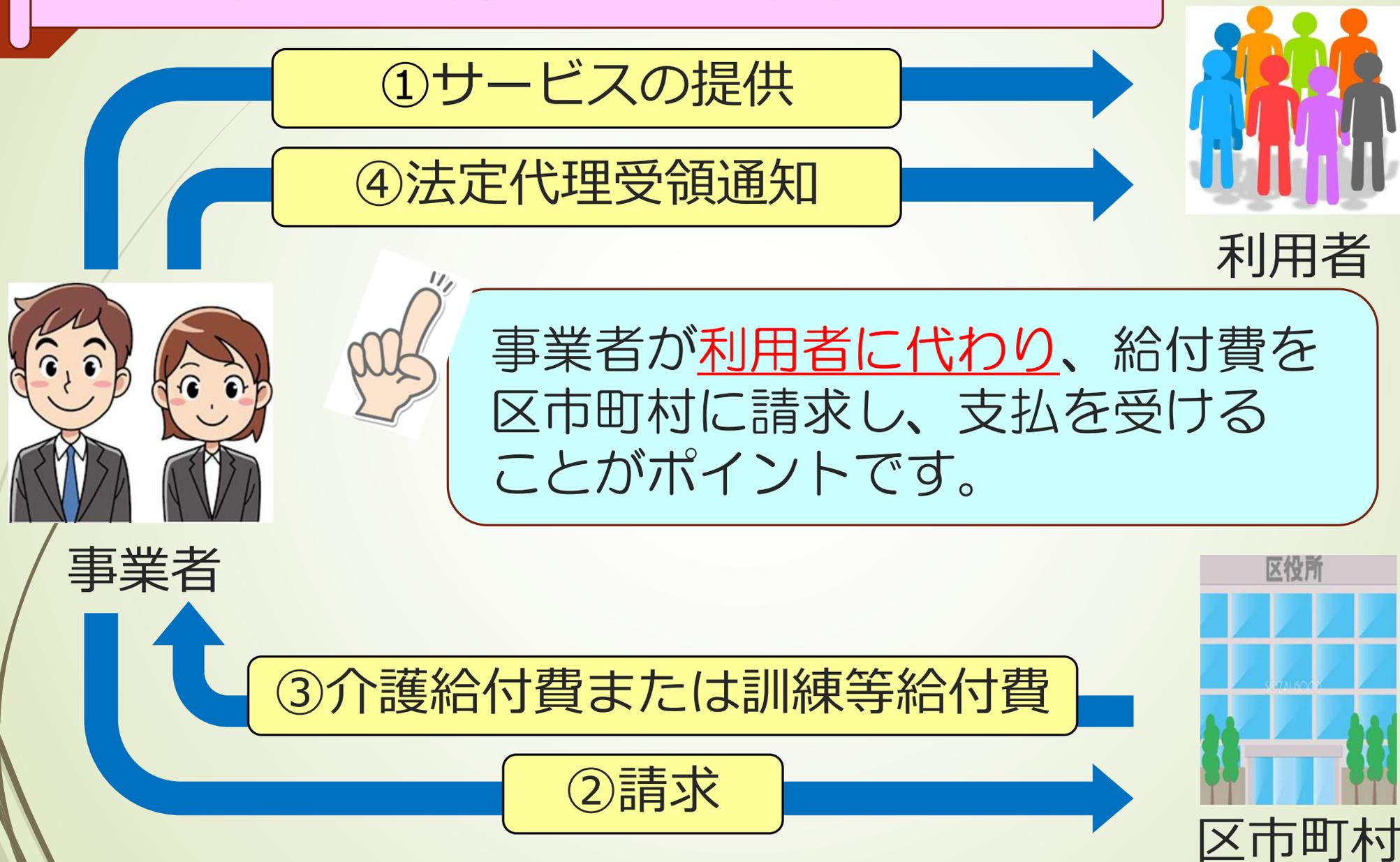
1

法定代理受領

通常の給付費の流れ



法定代理受領による給付費の流れ



見落とし注意 ～法定代理受領と練馬区の移動支援～

練馬区の移動支援に係る重要事項説明書や利用契約書に「事業者が利用者に代わり～」など法定代理受領についての文言が含まれているケースがよく見られます。



練馬区の移動支援に係る報酬については、区が事業者に委託料として支払うため、法定代理受領には該当しません。

※他の市区町村では、支払方法が異なる場合がございます。



この機会に確認してみてください





2

通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域

- ➡ 客観的にその区域が特定できる通常の事業の実施地域を運営規程に定めておく必要があります。

(例) 練馬区、板橋区

- ➡ 通常の事業の実施地域は、**従業者が事業所等から利用者の自宅等（待ち合わせ場所等）までに要する交通費（以下、「サービスの提供に要する交通費」という。）の支払を、利用者から受けられるかどうかの判断基準になります。**

※サービス中の交通費は除きます。

見落とし注意 ～サービスの提供に要する交通費～

都条例
第25条の3

指定居宅介護事業者は、（省略）通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

通常の事業の実施地域を「練馬区、板橋区」と定めている場合

利用者からサービスの提供に要する交通費の支払を受けられる地域は…

~~練馬区~~

~~板橋区~~

杉並区
豊島区 など

3 感染症まん延防止に関する措置

感染症等まん延防止のための措置

■ 「委員会、研修、訓練」の頻度 【訪問系サービス】

| | |
|-----|-----------------------------|
| 委員会 | おおむね6か月に1回以上 開催 |
| 研 修 | 年1回以上 実施 (新規採用時の実施も望ましい) |
| 訓 練 | 年1回以上 実施 (訓練 = シュミレーション) |

※ 経過措置期間3年（令和6年4月から義務化）

関係法令等①

～法令～

○障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、障害者総合支援法施行規則

～指定基準・登録基準・運営基準等～

○東京都指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

【[都条例 第155号](#)】

○東京都指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

施行規則【[都規則 第175号](#)】

○練馬区地域生活支援事業の事業者登録基準に関する要綱

【[20練福障第10330号](#)】

○練馬区地域生活支援事業実施事業者登録要領【[19練福障第11165号](#)】

○練馬区移動支援事業実施要領【[18練福地第1636号](#)】

※ 障害者総合支援法＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

関係法令等②

～解釈通知等～

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について【[障発第1206001号](#)】
- 障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて【[障発第1206002号](#)】

～報酬告示～

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準【[厚生労働省告示第523号](#)】

～留意事項通知～

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【[障発第1031001号](#)】

※ 障害者総合支援法＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

ご視聴ありがとうございました。